

# 鴻池新田の綿と村びと

国史跡・重要文化財 鴻池新田会所



綿全図『綿圃要務』

## 鴻池新田御開発三百年

宝永元年(1704)、大和川の付替工事を契機に、旧大和川や寝屋川の流路、これらの河川が流れ込んでいた深野池や新開池の池底が一斉に新田開発された。大坂京橋の土木請負人大和屋六兵衛と中垣内村長兵衛が落札した新開池の開発権利を三代目当主鴻池善右衛門宗利が譲請けし、宝永二年(1705)より開発に着手する。宝永四年(1707)には、現在の場所に新田を管理するための事務所である鴻池新田会所が完成する。

河内平野に開発された他の新田がそうであったように、新開池を開発してできた約二百町歩(200ha)の広さをもつ鴻池新田においても綿が盛んに栽培された。吹き出した綿の景色は、季節はずれの雪が降り積もったようだと表現されるほどであった。

鴻池家では、この新田開発を「新田御開発」と呼び、開発権利を得た宝永元年(1704)を「新田御開発」の年と考えていたようである。「新田御開発」という言葉は草間直方ゆきふさが著した『新田開発事略』<sup>1)</sup>に散見される。中興の名君と讃えられた七代目当主善右衛門幸栄は、享和四年(1804)に、「御開発百年ニ当たり候故格別御祝被遊候」と記されるように盛大な祝賀を計画し、代官への献上品、家中の者への祝儀音物、古くからの世話人や抱百姓にいたるまで祝儀を遣わす予定であった。しかしながら幸栄自身が病に倒れたためにこの祝賀は中止となり、百五十年を迎える時には目出度く祝賀が成されることを祈ることになる。『新田開発事略』で祝賀を願った百五十年の節目となる前年の嘉永六年(1853)には、会所の中核を成す建造物である本屋の大規模な修理がおこなわれており、これが単なる修繕ではないことが推し量られよう。

また、二百五十年の節目には、十三代目当主善右衛門正通によって銅製宣徳火鉢一対があつら誂われ、開発記念品としてゆかりの人々に配られたことが確認されている。この時に誂われた宣徳火鉢は、民具資料として鴻池家より寄贈を受け、会所にも現存する。

そして、「鴻池新田御開発」から三百年を迎えた昨年。新田開発に着手し、会所を創設した三代目当主善右衛門宗利を祀る朝日社の解体修理がおこなわれ、修復の完了した姿が今年の春には定期的に一般公開された。「新田御開発」の記念行事は現在でも粛々と遂行されていることを改めて知る。

今回の展示では、新田開発当初より盛んにおこなわれた綿作について考えたい。まず、新田村で小作人として暮らした村びとについて具体的に提示し、会所の体制や新田村の構成など基本的な問題を整理する。そして、新田村においてどのような綿作がおこなわれていたのかを明らかにしたい。また、綿稼ぎと呼ばれた労働やその背景を検討し、ありし日の新田村の風景を探ってゆこう。

## 新田村の構成

宝永二年(1705)九月には、耕地の整地も終了し、新田内に小作人の家屋が建て揃い、東村、西村が誕生した。東村に平蔵以下十六人、西村に次郎兵衛以下十四人が居住し、十月二日より小作人へ田畑の割付も始まった。鴻池新田の耕作は、東村、西村に引越してきた三十戸の小作人と周辺の古田村より通ってくる入作の小作人とでおこなわれることになった。小作人は会所支配人と証文を交わし、会所管理下に置かれることになる。

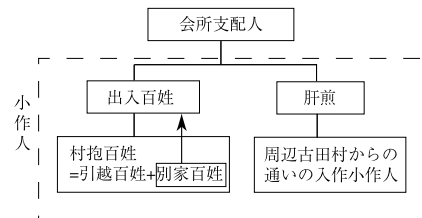
新田内に引越してきた東村および西村の小作人たちは、くわた歛下三ヶ年<sup>2)</sup>に、河内・摂津・大和の天領内農村より請人(保証人)を立て、出願により小作人になった村抱百姓である。



新田開発 250 年を記念して製作された宣徳火鉢。底に「新田開発記念 鴻池家」の銘がある。径 25cm、高さ 24cm。鴻池新田会所蔵。



- 一 仰出入百姓与唱ふるも乃は、新田開発の当時又は其後会所へ相勤め其他種々の功勞等に依り別家いたさせ下作百姓と成りたるも乃に限り特別に申付たる役目にして、示来尋常小作人乃上に立、取締等なさしめ、其名跡を相続する子孫共は以前の通り出入百姓乃名義を襲しめ、年々玄米壹石五斗を差遣来れり、斯の如き由緒ある家柄なれば、今後に至るも祖先以来乃家名を汚さざる様身分を慎ミ、万事公平を旨とし小作百姓を引立可申事
- 一 新田に居住する小作人の内、農業怠惰及び身持不宣事を聞込、これを教諭するも改心せざるもの并に平常善行乃聞へあるも乃は、篤与取調の上可申出事
- 一 田畑作毛内検見有之節は、詮議乃上出入百姓乃内一兩名出役可申付、右役目相勤候ものへは手当として玄米壹石五斗差遣候事
- 一 小作米収納乃節、量升取併蔵番申付候二付、大切に相勤可申事
- 一 出火・出水其他非常の事有之節ハ、会所の差図に寄り人足乃懸引及び取締可致事
- 一 村中のもの共相互に親睦いたし候様常々注意可致事



鴻池新田の構成

まさに、「特別に申し付けたる役目にして小作人の上に立ち」といわれるとおり、会所支配人を補佐し、新田村内の小作人の模範となり、また、新田内を取り締まる実働部隊として中核的な役割を果たしていたといえよう。

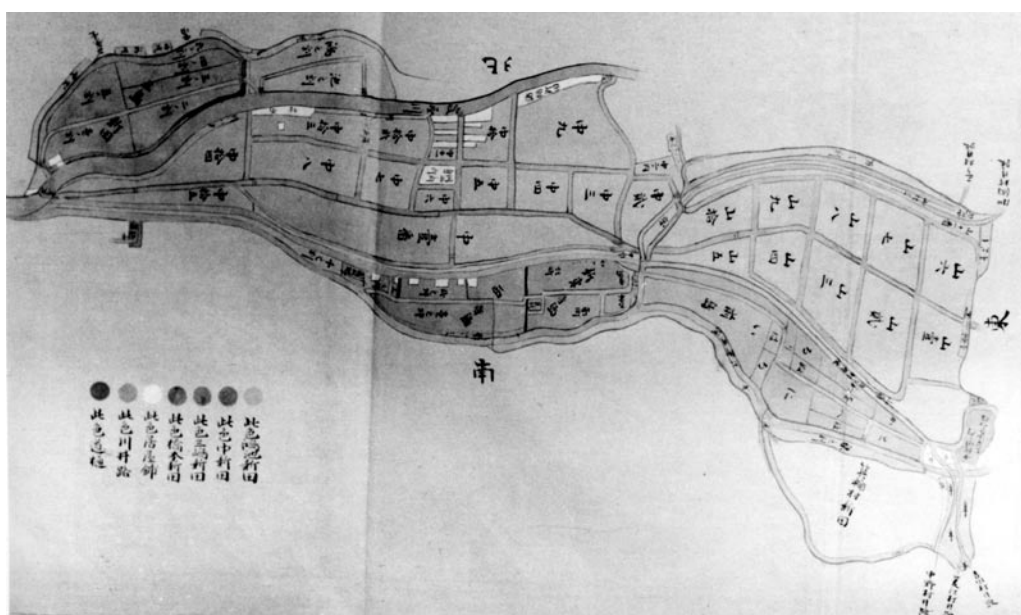
以上を整理すると、会所支配人を筆頭に、村抱百姓を出入百姓が、周辺古田村からの入作小作人を肝煎が統率していた構図がみえてくる(右図)。

### 鴻池新田の地割

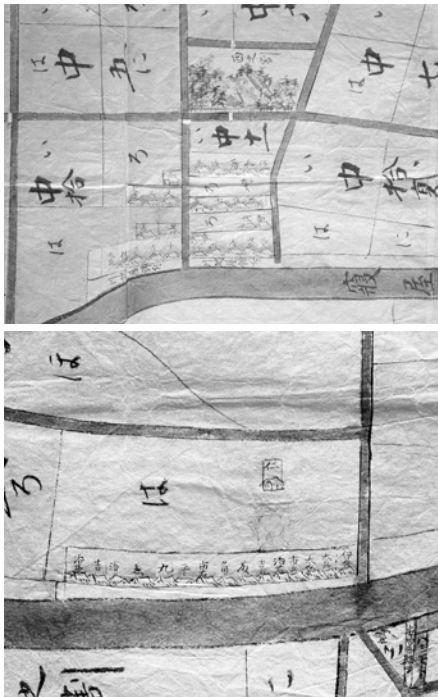
鴻池新田の耕地について、絵図をもとに整理しておこう。

鴻池新田の全耕地は、水路網によって大割ブロックに区画されている。「山」「中」「鴻」「池」など、各字名が宛てられ、字「山」は壹番から拾壹番、字「中」は壹番から拾五番、というように番号が附されている。それぞれの大割ブロックは「い」「ろ」「は」に小割され、この小割がさらに一筆ごとに細分され、東側から「壹、貳、・・・」と番号が附される。一筆ごとの耕地は時代により変動するが、大部分が七～九畝の南北に狭長な耕地が典型的であり、水利が得られるように水路に接した地割となっている。

開発当初は、「山」「中」「鴻」「池」の大割ブロックが鴻池新田の範囲であった。宝永五年(1708)の検地では約百二十町の耕地面積であったが、享保四年(1719)の再検地では、



『新田開発事略』に描かれた鴻池新田の地割。鴻池合資会社蔵。



(上) 推定安永年間の絵図に描かれた会所と東村住居。(下) 同絵図に描かれた西村住居。いずれも絵図の下が北。鴻池合資会社蔵。

百五十七町八反八歩となる。さらに、買取等により耕地はしだいに拡大してゆく。

宝永七年(1710)に、中新田前嶋(十三町三反六畝二歩)、享保十年(1725)に橋本新田の一部や三嶋新田(十二町八反八畝十九歩)が、享保十五年(1730)に中新田西寺嶋(九町六反三畝)、安永六年(1777)に中新田東寺嶋(四町五反一畝)が加わり、耕地面積は二百町歩を越すものとなり、先にみた絵図のような全貌となる。また、開発当初は東村十六軒、西村十四軒であった家数が、耕地拡大に伴い増加する。安永年間に描かれたと推測される絵図では、東村二十三軒、西村十五軒、三嶋新田二軒、中新田西寺嶋八軒、が確認できる。さらにその絵図には、写実的な会所や小作人住居も描かれているが、一軒ずつ描かれた小作人住居の上には、「平」「源」「勘」など、そこに居住していたと思われる小作人の頭文字が記されており興味深い。また、その後の分家等によって増加したと思われる家を加筆しており、絵図の正確さを物語っている。

では、これらの耕地が、どのように小作人へ割り当てられていたのかを以下の史料より述べてゆきたい。

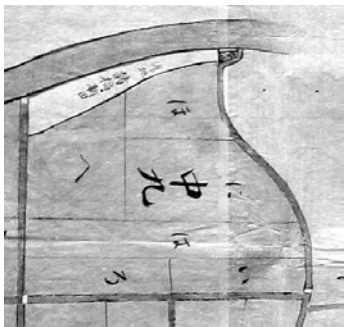
しよじのおぼえがき  
「諸事之覚書」<sup>4)</sup>

- 一 (宝永二年五月二十三日) 安田村源兵衛請所九町貳反八畝歩ト申参候、
- 一 (七月七日) 安田村源兵衛割付之百姓衆被参候、
- 一 (五月二十五日) 諸口村三郎兵衛(年寄) 請所九町六反、人数七拾九人程ニ割付申候由
- 一 (五月二十五日) いな田村庄三郎請所九反五畝貳拾歩、此内三反七畝ハ同村八郎兵衛、権三郎、与右衛門、庄兵衛、七兵衛、喜右衛門、市兵衛、此者ともへ割付申候

ここにみられる「安田村源兵衛の請所<sup>うけしよ</sup>」や「源兵衛割付の百姓」という文言より、後に出入百姓となる源兵衛が小作割付を任されていたことがわかる。さらに、「諸口村三郎兵衛(年寄) 請所」、「いな田村庄三郎請所」と記されるように、周辺古田村の庄屋年寄級も小作割付をおこなっていたことがわかる。さらに、これらの史料から、諸口村三郎兵衛の割付は一人あたり約一反強、いな田村庄三郎の割付は一人あたり約九畝であったことがわかる。

上記の史料から、会所支配人より周辺古田村の庄屋年寄級の有力農民へ大割ブロックが割り当てられ、彼らが自村の入作小作人への割付をおこなっていたことがわかる。割付をおこなった周辺古田村の有力農民は、自らも小作人として耕地を持ち、その後肝煎となり先述した任務を果たすことになる。村抱百姓の割付については記されていないが、会所支配人の指示のもと出入百姓が割付に関与したのではないだろうか。

このように割り当てられた耕地と小作人との対応についてはどのようなであろうか。池



拾壹	拾	九	八	七	六	五	四	三	貳	壹
一反二畝十二歩	一反一畝六歩	一反廿九歩	一反一畝十歩	一反一畝十三歩	六畝廿七歩	六畝廿七歩	一反拾四歩	一反一畝廿三歩	一反一畝歩	一反拾六歩
東村 重兵衛	東村 重兵衛	東村 勘助	東村 勘助	東村 源右衛門	東村 惣助	東村 久兵衛	東村 清兵衛		東村 惣助	東村 八兵衛

(上) 推定安永年間絵図「中九」の割。鴻池合資会社蔵。  
(下) 「字中九番ろ之割」の耕作者。池浦(1954)より作図。

浦(1954)の論考<sup>5)</sup>に、宝暦六年(1756)「字中九番ろ之割」の耕作者が記されている。これを安永年間と推定される地割り絵図をもとに模式化すると、左図のようになる。ろ之割十一筆の耕地は、八兵衛、惣助といった七名に割り当てられている。彼らはみな東村に居住する村抱百姓であるが、鴻池新田全体の一筆の平均が七〜九畝であるのに対し、一反以上の割当が多く確認できる。また、池浦(1954)は、「い」「ろ」之割を村抱百姓に、「に」「ほ」「へ」之割を諸福村からの入作者に割り付けていると述べており、入作者には集落の最寄りの地割が与えられていることがわかる。

このように割付が終了した鴻池新田の全貌をみてみよう。

享保の再検地以降に描かれたと思われる絵図には一筆ごとの小割が記され、例えば「中五番 はノ壺 中畑」のように、田畑ともに上、中、下の別



宝永二年会所勤務者	出身
平蔵	摂州川辺郡西難波村
治郎兵衛	河州若江郡菱江村
伝三郎	摂州武庫郡広田村
源兵衛	河州茨田郡安田村
与次兵衛 (日雇い)	河州茨田郡安田村
嘉兵衛	河州若江郡加納村
半右衛門	河州茨田郡諸口村
市郎兵衛	摂州川辺郡山田村
八兵衛	紀州名草郡山中村
六兵衛	摂州揖西郡福田村
利兵衛	摂州川辺郡山田村
藤助	河州茨田郡諸口村

が記されている。これをもとに田畑の割合を復原した(前頁図)。田地は「山」壺から「山」拾に限定されており、この時期の鴻池新田は耕地の三分の二を畑地が占めていたことがわかる。広大な畑地では、後述するように綿作が展開されたことを鑑みれば、当新田は開発時より商品生産的経営を目指していたといえよう。

### 会所の体制

新田経営の一切を掌握していた会所の体制を整理しよう。

会所は、小作人から小作料を徴収し、幕府にまとめて年貢を納めたり、田畑・井路・樋門・橋・道路などの維持・補修をおこなっていた。

また、会所は小作人や会所勤務者の監督にあたるが、それらは本家からの指令によるものである。会所もまた、鴻池本家によって監督されていたのである。

宝永二年の会所勤務者の名前を左の表に挙げよう。この表には、十二名の名が連なっている。男性の名前しか確認できないが、紀州出身の八兵衛は母親とともに会所へ勤めていることや摂州出身の六兵衛は、宝永七年には夫婦で会所の裏長屋に住み、共に会所の台所勤務であったことがわかっている。数名の女性が台所や給仕にあっていたと考えられ、宝永当時、会所支配人を筆頭に二十名程度が勤務していたと推測される。

明治十七年(1884)に制定された「鴻池新田会所規定」を参照すると、会所の勤務体制は、本家から選出された支配人(正副二名)を筆頭に、役員三名、給仕二名、小使一名、下男三名(飯炊き一名、使歩行一名、部屋頭一名)からなることを附記しておこう。

会所支配人には、公儀法度、公用人念に勤めること、火の用心、喧嘩口論禁止、新田見回り、道橋損傷確認および修繕、依怙最眞禁止、取賄禁止、貸し借り禁止、他の者の宿泊禁止、商売がましいことの禁止、奢がましい参会禁止など、細部にわたった規定が設けられていた。

### 風儀改めから読み解く小作人の様子

寛政元年(1789)「百姓の風儀改并兼約申合之事、河洲若江郡鴻池新田」と表書された儉約令は、全二十八条からなり風儀について細かい指示を与えている。こうした規定は裏返せば小作人の日常を示す史料といえる。儉約令の中からいくつか抜粋しよう。

- 一 正月年礼之儀、一同綿服ニ而相勤可申候、勿論婚礼・葬礼等ハ着服仮令有徳之者たりといふ共、貫物京嶋之類より上は着用致間敷候、其外一同綿服に可仕候、尤絹之るいは衿・袖・帯等にもいたし間敷事
- 一 暑中一重羽織之儀、絹縮緬之類堅着用致間敷候、長百姓ハ小紋ちちぶ、中分ハ以下ハ或ハ丹波布・近江布・もめん等之羽織ニ可致候
- 一 じゅばんは、浅黄染に可限、其外手掛・股引・きゃはん・下帯等都而白もめんニ可致、勿論前たれハあお染汚染ニ可限事
- 一 五月節句之儀、古来ハ中分以下之者ハ紙織立候所、近来一同毛綿織ニ相成、殊に武者膳色々之染模様ニ高直成染賃出し、我与奢ニ長し、相互ニ不勝手之段甚不取締ニ候、当時困窮之時節柄ニ候得ハ、小百姓ハ織不立候共苦しかる間敷、夫ニ而も心済不申候はば、重百姓ハ嶋毛綿或ハ紋付等ニいたし高直成染め賃無用に可致候、・・・
- 一 神事之儀、凶年ニも不減、豊年ニも不増可相務所、中古以来猥ニ相成凶年にハ相止、豊年といへハ或ハ俄狂言杯と唱へ、結構成衣裳を着し、賑々敷候儀、是は畢意自分之楽而己ニ而神慮ニ可恐事也、昔も今茂不相変祭礼相務候而こそ神慮ニ可叶、・・・
- 一 身上不如意之者為取立、近在村々江書状を出し浄溜理狂言角力等興行致候儀有之、



『百姓の風儀改并兼約申合之事、河洲若江郡鴻池新田』。鴻池合資会社蔵。

右は口之類ニ而村方費も可有之、勿論人大勢集り候ハバ、喧嘩口論等出来之程難斗、向後ハ右之類興行致間敷候、・・・

- 一 村々下作年貢之儀、稲作ハ米拵出来次第地主へ相納、綿方ハ追々売払九月より十二月十日迄月次ニ地主江銀納皆済可致処、近来風儀悪敷相成、商売同様ニ相心得相場之高下を見合期日通りニ地主へ不相納致納延引候、・・・

服装は、正月年礼の儀であっても綿服を基本とし、絹の類は衿・袖口・帯などにも使うことを禁止している。暑中の一重羽織は、中分以下は丹波布・近江布・木綿であるのに対し、長百姓(出入百姓か)は小紋ちちぶの着用が許されているなど階層による差がみられる。襦袢や前垂れの染めも「あを染」「渋染」と規定され、手掛・股引・きやはん・下帯は白木綿とされている。

五月節句に高い染め賃を出して幟を逃していたことや本来九月から十二月十日までに銀納するはずの綿を商人のように相場を見定めて売り払うために地主への納入期限を守らないことなどが記され、儉約令とは裏腹な小作人の現状を垣間見ることができる。

さらに、神事についても、凶作の年にはおこなわず、逆に豊作ならば高い衣裳を着て俄狂言などを楽しむといった心理は現代でも受けよう。

こうした儉約令からは、自ら所得を増やそうとする意欲があり、節句支度などへの出費を惜しまず、時に浄瑠璃・狂言・角力(相撲)などを楽しむといった彩りのある生活を求めた人間味あふれる小作人の姿が映し出され、興味深い。

## 河内木綿とて何国にても重宝する也

『綿圃要務』<sup>6)</sup>には、「河内国内にて作る処の繰綿凡五六万駄にて木綿を織りて諸国へ売り出す事又多し。丈夫なるに依りて河内木綿とて何国にても重宝する也」と記されている。河内で作られた木綿は丈夫で、重宝されていた様子がうかがえる。また、糸が太く厚手なところが特徴で、木綿に織ると一反200～225匁(750～884g)の重さがある。

諸国にその名が知れた河内木綿も、もとは小さな綿から成る。「さく」と呼ばれる実がはじけると三つの綿が吹き出すが、綿三房の重さはわずか3gに過ぎない。その小さな綿を収穫するまでには多くの工程があり、一房ずつ摘みとられた綿は、さらにいくつもの工程を経てさまざまな変化を遂げる。そのような木綿生産の工程は、専門業者が商業的におこなったり、「綿稼ぎ」といわれる農家の余業でもあった。以下では、鴻池新田における綿作や綿稼ぎ＝綿業について、より具体的に検討しよう。

## 明細帳にみる綿作

安永八年(1779)および弘化二年(1845)の中新田様子明細帳<sup>7)</sup>には、農耕の大要が記されており、綿作についても記述されている。

種蒔きは、一反につき弍貫目ほど蒔く。蒔く時期によって中蒔き、株蒔きと区別されている。中蒔きは、八十八夜から十日過ぎ頃にかけて、刈り取り前の麦の中に蒔くことを意味する。また、株蒔きは夏至の二十日前に麦株に蒔く。こうすると雨が多くても綿が傷つかずにすむという。夏土用中より綿はいを切り(芯止め)、秋彼岸二十日程過ぎると綿が吹き始める。

畿内では、一反につき実綿四十貫程度作るものを上作としていたようだが、上作人と記される綿作り上級者は一反につき七、八拾目くらい、通常の作人は五、六拾目くらいの肥やしを与える。肥やしには下尿・干鰯・油粕を用いるのが一般的である。

木綿の名については播磨・八寸・莫鉄砲・紀州鉄砲・赤鉄砲などの銘柄を挙げ、摂津や河内では、黄色の花をつける品種を多く栽培するということが記されている。



河内木綿の印半天  
濃紺の半天の背には鴻池屋の屋号を示す「山上印」が染め抜かれている。これらの印半天は、会所勤務者や出入百姓、肝煎が着用したのだろうか。単衣仕立。タケ83cm。重さ430g。鴻池新田会所蔵。

## 綿作に関する記述

会所より出された規定や小作人からの願書等<sup>8)</sup>に記される綿作について年代順にみていこう。

宝永七年(1710)九月「覚」

「毎月十一日晚百姓中於会所長屋ニ寄合耕作之儀致相談作り物麁抹ニ無之様ニ可仕候、・・・」

享保十一年(1726)四月「御新田下作証文之事」

「一 銘々下作之内少も小麦作仕間敷候事・・・違背仕候ハ、御田地御取上ケ可被成候・・・」

元文二年(1737)五月十八日「一札之事」

「私共御新田下作仕罷有候而木綿作仕付場所ニ小麦作仕付不申様兼而被仰渡候処私共心得違ニ而小麦作仕御咎メ被成誤入候・・・段々御詫申入候処御聞届被成御差免被下忝奉存候・・・」

寛保二年(1742)四月「御定免願書一件」

「一 元来土姓悪敷御座候ニ付、木綿作之儀麦作之間ニ蒔付候而ハ一円生立不申候故、麦作一時モ早ク仕付、麦刈候跡麦之刈株へ蒔込申候、夫とても一応ニ而ハ生立不申候、然ル処・・・麦作仕付遅ク罷成、年々段々ニ右之趣ニ而木綿作も仕付向違ニ成候へハ、今年之不作ハ来年へ持越候様ニ相成弥増之不作仕候御事」

断片的な史料ではあるがこれらをつなぎ合わせると次のように考えることができる。

まず、宝永七年の史料からは、東西村の小作人が会所へ寄合い、耕作について相談することが義務づけられていることがわかる。享保十一年(1726)の証文には、下作内に小麦を作付けしてはならず、違反した場合は田地取り上げという厳しい処分が記されており、綿と麦の輪作禁止、つまり畑作一毛取が確認できる。元文二年(1737)の史料には、実際に誤って小麦を作付けしてしまった九名が田地取り上げの厳しい処分を受けるところ、詫びを入れて容赦を願い、聞き届けられたという状況が記されており、耕作規制の厳しさがうかがえる。商品作物としての綿に対する期待の高さがうかがえ、それ故に耕作規制がかかることになる。しかしながら、寛保二年(1742)の史料にはこれまでと違った様相が看取される。ここでは、ももとの土質が悪く、「麦作之間ニ蒔付候」というように「中蒔き」をおこなっていた状況を知るが、その方法では生育せず、「麦刈候跡麦之刈株へ蒔込申候」というように「株蒔き」をおこなってみるもの<sup>かんぼ</sup>の芳しい成果がみられない現状が記されており、試行錯誤の状況が看取される。こうした試行錯誤も耕作相談によっておこなわれたものと推測されるが、安永八年(1779)中新田様子明細帳では、「中蒔き」だけが認められるに至る。いずれにしても綿と麦の輪作を示しており、一毛作から二毛作への転換が確認される。このような方針転換にはどのような背景があるのだろうか、以下で検討してゆこう。

## 土地生産力の向上

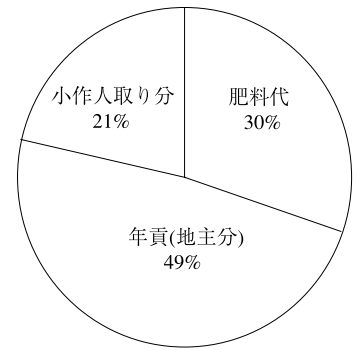
耕作相談や耕作規制など、収益を上げる試みがおこなわれてきたことは明らかであるが、最も有効と思われる方法は肥料の投入であろう。

延享二年(1745)十一月「諸書物控」<sup>9)</sup>には、「尤木綿作之儀を格別こやし多入申候故、縦は見立之上三分を肥シ代ニ見捨、残候七分之内を又三分は百姓農料ニ相渡申候・・・」とある。肥やし代を優先的に差し引いているのが特徴的であるが、それも綿作に特別多く肥やしを入れるための措置であることがわかると同時に、綿作における生産性が小作年貢の取り決めに影響を及ぼしているといえよう。史料より、小作人の取り分は、総収穫量より30%を肥やし代として天引きした残り70%の内の30%—つまり21%—であり、

小作年貢は 49% だったことがわかる (右図)。

また、延享三年 (1746) の口書<sup>10)</sup>には次のような記述がある。

「例年木綿方彌地 (嫌地) に相成、木綿生立不申候ニ付年々夥敷地普請仕候、或ハ不陸之場所ハ土持平均地面車返しに仕、又ハ作り土を入替色々と地普請請仕候へ共、一応ニ而者生立不申候、依之難生立場所ハ一兩年宛茂大豆、小豆、胡麻、きひ稗類雑毛仕付候ハバ、又木綿作り茂生立能可相成と奉存候、然共雑毛仕候得ハ上毛ニ御取箇被為召上候故、是以不罷成候、逆茂作仕候而ハ石盛ニ合不申・・・」



肥料代・年貢・小作取り分の内訳

嫌地となり、綿が生育しなくなったために、積極的に土地改良をおこない、また、採算が合わないとしながらも、年々約一割の耕地に大豆などの雑毛を作付し休閑方法を選択するなど、綿の嫌地性を克服するための取り組みが駆使されていたことがわかる。また、年貢未納の小作人や肥やしの入れ方が悪い小作人に対しては、耕地の宛替えをおこなっていたようであり、土地生産力の向上に余念がない。そして、いかに新田の状態や小作人の素行、能力を熟知していたかがうかがえ、出入百姓や肝煎方の統率力の高さをも物語っている。

多肥料投入の傾向は肥やし代金からも歴然である。享保二十年 (1735) の明細帳<sup>11)</sup>によると、肥やし代は一反あたり銀 24.5 ～ 35 匁であったが、先にみた安永八年 (1779) の明細帳では、通常で 50 ～ 60 目 (匁)、上作人では 70 ～ 80 目 (匁) の金肥投入がおこなわれている。天保期も同様の金肥を施している。享保期以降、土地改良や多肥料投入などの積極的な対策により土地の生産性が向上し、安永八年 (1779) には綿と麦の輪作が可能になったものと考えられるが、二毛作による地力の減退を防ぐためにさらなる多肥化を誘因することにもつながる。

また、会所が小作人から肥やし代を天引きしていたことは先述したが、会所も干鯛地主賄いとして、その一部を負担していた。享保期では、稲作一反につき 10 ～ 15 匁、綿作一反につき 20 ～ 25 匁を負担し、享保十一年～十三年 (1726 ～ 1728) については、年総額 5809 匁を負担していたことがわかっている。

このような諸対策によって、鴻池新田ではどれだけの生産力があつたのだろうか。これは最も重要であるが、現段階では把握できていない。しかしながら、文久元年 (1861) の年貢支出帳<sup>12)</sup>によると、「豊作の年柄」で「平均干綿にて百六拾七斤取入レ申候、直段も干綿にて式匁式三分二売申候」とある。また、文久二年 (1862) は、反収 80 ～ 90 斤ないし 150 ～ 160 斤、文久三年 (1863) は、反収 200 ～ 280 斤となっている。

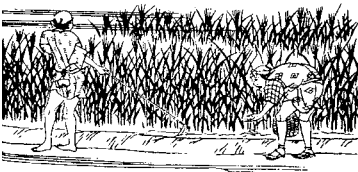
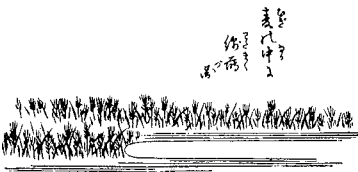
この反収を河内国若江郡小若江村武村家、新家村今西家、八尾木村木下家と比較すると下表のようになる。鴻池新田以外は庄屋や手作経営の富農層であり、また、八尾木村木下家は、天保十三年 (1842) に木下清左衛門が『綿圃要務』と並び最高水準を誇る綿作技術書『家業伝』を子孫へ書き残したことで知られている。

天保十三年 (1842) の木下・今西両家を比べてみよう。反収は両家とも同量であり、高い収穫量を誇る。しかしながら、一斤の値段は木下家は今西家の約二倍であり、綿の品質による価格の差とみられる。木下家は先に記したように綿作についての取り組みは他

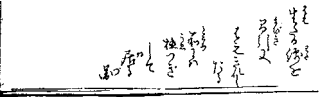
反収比較表

河内国若江郡			反収 (斤)	値段 / 斤
河内国若江郡	武村家	天保 3 (1832)	143	
		天保 5 (1834)	200	
河内国若江郡	今西家	天保 13 (1842)	174	1 匁 4 分
河内国若江郡	木下家	天保 13 (1842)	174	2 匁 7 分
		嘉永 4 (1851)	220	
河内国若江郡	鴻池新田	文久元 (1861)	167	2 匁 2 ～ 3 分

「年貢支出帳」、「布施市史」、岡光夫「家業伝解題」(日本農書全集 8 所収)<sup>13)</sup>をもとに作成。



播種『綿圃要務』



間引き『綿圃要務』



水やり『綿圃要務』



芯止め『綿圃要務』



綿摘み『綿圃要務』

を卓越するものと思われ、反収や価格はその効果が発揮された証であろう。時期はややずれるものの鴻池新田では、木下家や今西家と同等の反収といえ、さらに綿一斤の値段は木下家に匹敵する。一時期の史料ではあるが会所の経営が功を奏した結果といえるのではないだろうか。

### 綿作・綿業の労働力

綿作や綿業の様子が描かれた絵図や先学の論考を参考にしながら、新田村における綿作や綿業の労働について考えてゆこう。

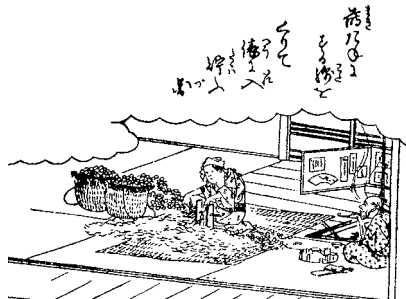
『綿圃要務』より、播種、間引き、水やり、芯止め、綿摘みの絵図を左に抜粋した。播種の図には、男性が筋切りをしたところに女性が種を蒔いている様子が描かれており男女共同の作業に見受けられるが、その他の耕作労働については、描かれているのはすべて男性である。逆に、女性のみが描かれている作業工程は綿摘みである。農村女性の労働について研究をおこなった長島(1997)<sup>14)</sup>も、その論考の中で、耕起作業のような肉体労働は男性が従事し、女性単独の作業としては播種、綿寄せ、収穫等の畑方の諸作業や稲・麦の脱穀作業を挙げており、綿の収穫は女性の仕事であったといえよう。

では、畑一反の綿作労働の所要人数はどのようであったのだろうか。

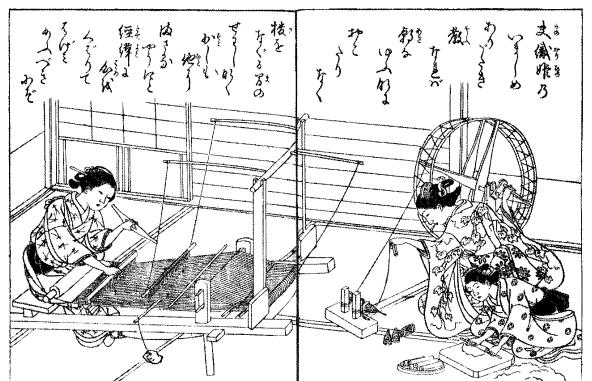
「会津農書」(1684)<sup>15)</sup>には、木綿一反作人夫として、「新伏二三人、蒔二三人、~~刈~~式度二六人、ツム二十人、都合式拾式人」と記される。綿作が盛んでない地域であるが、四工程で延べ二十二人を必要とした。ツム二十人を綿摘みの女性として考え、実数を推測すると、男性六人、女性十人の合計十六人が必要である。また、『布施市史』<sup>16)</sup>では、二十四工程で延べ六十一人、実数では、男性四人、女性十五人の計十九人、『百姓伝記』<sup>17)</sup>に記される愛知県の様相は、十八工程で延べ六十九人、実数で男性六人、女性二十三人の計二十九人という数字になる。綿作にどれだけ労働力を費やすかによって作業工程は増減するが、耕作に関わる実際の人員は男性四～六人程度であったといえる。綿摘みの人数は、それらの作業工程—手入れの多さ—によってもたらされる収穫量を反映しているであろう。

こうした所要人数から、綿作労働力の基幹は家族であり、中でも男性を中心とした小規模経営であったと考えられる。綿作における作業工程の多さは、労働力を多投して生産の上昇に勤める姿を映し出している。そして、収穫のピークを迎える頃には、家族内の女性とともに、日雇いの綿摘み女性の姿が新田の随所にみられるという光景が想像できよう。

一方、綿業の絵図に目を移すと、『綿圃要務』や『女大学』等に描かれるのは一転して女性の姿である。機織りは主婦とみられる女性、糸紡ぎは若い女性、糸紡ぎの傍らでは、その下準備であるジンキと呼ばれる綿の筒を作っている少女が描かれ、年齢や熟練度に併せて作業内容が異なる点が見受けられると同時に、幼少時より綿業に携わる様子が看



綿繰り『綿圃要務』



機織り、糸つむぎ、ジンキ作り『女大学』

取される。

このような状況をふまえ、新田村での労働を検討するために、まず、明細帳や規定に記される男女の余業について紹介しよう。

- 一 男女の稼ぎは男は耕作の他はなく、女は毛綿稼ぎ(宝暦六年 1756)
- 一 農業のほか、男は藁細工、女は白木綿稼ぎ(安永八年 1779)
- 一 男女とも耕作之間ニ綿かせき縄わらず之類(寛政四年 1792)
- 一 耕作以外の稼ぎは、男女とも木綿稼ぎ(明和八年 1771/ 弘化二年 1845)

男女とも耕作従事が基本であるが、余業については性差が確認できるものもある。毛綿や白木綿は織物を意味し、毛綿稼ぎ、白木綿稼ぎはいずれも機織りをさす。木綿稼ぎは綿繰り、糸紡ぎ、機織りなどの広義を意味するものと思われる。絵図には女性しか描かれていなかった綿業労働であるが、会所では男性にも綿稼ぎを奨励している。『綿圃要務』に記される「河内・大和・和泉の国にては、糸をつむぐに女にかぎらず男も四五十歳より上の老人は、内に居て多く糸をつむぐ也」の一文が想起されるが、会所の指示といえるこれらの記述は、隠居老人に限らず、新田村のすべての構成員に向けたものであろう。宝暦六年の段階では、男性には余業が課せられず、女性のみ木綿織りが課せられていた状況が、次第に男女とも綿業に携わるよう指示が出される。19世紀以降、農書の普及にともない、全国的に綿作技術が向上し、それと連動して商品生産としての様相が強まってゆくが、新田村での綿稼ぎの様子もそれを指し示すものといえよう。武部(1981)<sup>18)</sup>は、実綿 662 匁(木綿一反に必要な量)と木綿一反との価格は約二倍の開きがあることを述べ、商品生産物の有利性が確認できる。

先程、年貢支出帳より文久元年(1861)の反収が167斤であったことを確認したが、この干綿からどれだけの木綿を織ることができるのか試算してみよう。繰り綿率30%で計算すると、綿繰り後は約50斤(1斤=160匁とすると8000匁)となる。河内木綿一反の重さが200匁であれば、畑一反の収穫量から40反の木綿が織れることになる。

次に、召抱え奉公人の状況を述べよう。

安永六年(1777)の宗門御改帳を整理した川上(1976)<sup>19)</sup>によると、新田村の家数は四十二戸、その内二十五戸が召抱え奉公人を雇用しており、男性二十九人、女性三十二人が確認できる。奉公人の年齢を比較すると、男性奉公人は十代から五十代にかけてほぼ均等な雇用がみられるのに対して、女性奉公人は、三十二人中二十七人が十代、二十代に集中している。その中でも、十七歳~二十二歳が半数を占める。男女奉公人の雇用年齢の差は、男性奉公人の場合は、中高年であっても耕作等の肉体労働が可能であれば雇用され、さらに経験が求められた結果を示すものかもしれない。一方、女性奉公人にみられる集中した年齢層の雇用は、糸紡ぎや機織りの余業労働を予想させる。

これらを考え合わせると、綿稼ぎは、召抱え奉公人も含め、女性を中心とした家族構成員における労働投下であったといえるが、こうした現状は、「耕作の間におこなう綿稼ぎ」の水準を超えていないことを示す。新田村では、商品生産の様相が強まってゆくものの綿業の諸工程は分化されなかったといえよう。

では、これらの商品生産物はその後どのように扱われたのであろうか。

綿作同様に綿業についても会所の経営下に組み込まれていたものと考えられるが、現段階では、会所が綿や木綿販売にどのように関与したのかは不明である。おそらくこれまでの状況から推察すると、会所管理の下で、出入百姓や肝煎が仲買人との交渉にあたったと考えるのが妥当ではないだろうか。各家の加工状況を把握し、ある程度の数量がまとまると仲買人へ売りさばくという構図が予想される。

実綿と木綿一反との価格差

	実綿 662 匁	木綿一反
天保二年(1831)	銀 5.4	銀 9.2
弘化四年(1847)	銀 5.1	銀 12.8
嘉永五年(1852)	銀 6.0	銀 12.8

武部(1981)より作成。

安永六年の新田村における召抱え奉公人の年齢層

雇用年齢	男性(人)	女性(人)
10代	8	16
20代	8	11
30代	5	0
40代	4	1
50代	4	0
60代	0	1
不明		3

川上(1976)より作成。

これらの点が明らかになれば、土地の生産性と労働の生産性を追求する会所の経営姿勢がみえてくると思われる。

### まとめ—開発者、善右衛門宗利の眼差し—

新田村は会所支配人を筆頭に、出入百姓や肝煎が小作人を統率するという階層的な社会であったことを確認した。特に、出入百姓や肝煎が果たす役割の大きさを認識することができた。そして、会所の経営努力と家族を基幹とした小作人の労働力投下によって成り立っていた当新田の様子をわずかながら具体的にすることができたのではないだろうか。ほとんど記されることのない小作人の労働力ではあるが、彼らの具体像や背景を読み説き、今後、さらに新田村の姿が明らかになってゆくことが望まれる。

最後に、新田御開発三百年を振り返り、開発者である三代目当主善右衛門宗利が目指したものを考えたい。宝永五年(1708)、善右衛門宗利より紺屋開業を命じられた源兵衛が容赦を願う訴状がある。<sup>20)</sup>この訴状から、宗利の胸中に、紺屋に限らず綿繰り、紡糸、木綿織などの分業化をはかり、新田村内で商品生産をおこなうといった多角的な木綿事業の展開を目指す意図があったことが推測される。源兵衛は、宝永二年(1705)に平蔵と並んで別家の資格を得て、その後出入百姓になった人物であり、宗利は信頼のおける人材を抜擢したのである。宗利の意欲の高さが伝わってくるようであるが、結局、源兵衛は、訴えが認められたため紺屋ではなく小作人となる。

宗利の予定通りに事態は運ばなかったが、その先見の明は、後の歴史が物語る。幕末の開国以降、良質安価な綿製品や綿花流入により手紡糸は大打撃を受け、綿作も衰退へ向かう。おもに農家の余業として土地産の綿を使用していた河内では、紡糸・織布の工程が未分離で、輸入糸へスムーズに移行できなかったことがおもな敗因であった。

### 注

- 1) 草間直方(1952)「新田開発事略」「大阪府農地改革誌」大阪府農地部
- 2) 新田開発後、年貢・諸役が免除される3年間
- 3) 上諸福、西諸福、灰塚、西加納、下加納、川田、大箕輪、小箕輪、吉原、新庄、橋本新田、徳庵、諸口、焼野、浜、今福、中茶屋の各村
- 4) 中井信彦(1956)「商人地主の諸問題」「明治維新と地主制」歴史学研究会
- 5) 池浦正春(1954)「町人請新田の構造に関する歴史地理学的考察—河州鴻池新田の場合—」「人文地理」
- 6) 農山漁村文化協会編(1977)「綿圃要務」日本農書全集15
- 7) 川上雅(1976)「中新田寺嶋・三嶋新田における下作経営」「大阪の研究」第4巻
- 8) 川上雅(1976)「徳川期鴻池新田における地主小作関係の特質」「大阪の研究」第4巻
- 9) 前掲、4) 論文
- 10) 前掲、5) 論文
- 11) 前掲、8) 論文
- 12) 前掲、4) 論文
- 13) 岡 光夫(1977)「家業伝解題」日本農書全集8 農山漁村文化協会
- 14) 長島淳子(1998)「近世女性の農業労働における位置」「女性の暮らしと労働」
- 15) 林 玲子(1983)「近世社会の綿作と綿業」講座・日本技術の社会史 第3巻 紡織
- 16) 布施市史編纂委員会編(1967)「布施市史」第2巻
- 17) 農山漁村文化協会編(1977)「百姓伝記」日本農書全集17
- 18) 武部善人(1981)「河内木綿史」吉川弘文館
- 19) 前掲、8) 論文
- 20) 太田基久編(1990)「近世大東の新田開発—大和川の付替えと深野池」大東市立歴史民俗資料館

文責・展示企画 森本若葉  
協力(敬称略) 鴻池合資会社、東大阪市教育委員会、東大阪市立郷土博物館

平成17年度秋季一般公開企画展

### 鴻池新田の綿と村びと

編集 財団法人東大阪市文化財協会  
発行 国史跡・重要文化財 鴻池新田会所  
住所 〒578-0974 東大阪市鴻池元町2-30  
電話 06-6745-6409  
発行日 2005年9月1日  
印刷 喜光堂印刷株式会社